

第 2 期

日出町子ども・子育て支援事業計画

(令和 2 年度～令和 6 年度)

中間見直し (令和 5 年 3 月)

令和 5 年 3 月

日 出 町

目 次

1 章 計画の見直しについて

- | | | |
|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 子ども・子育て支援事業計画について | 1 |
| 2 | 日出町の人口の推移について | 1 |
| 3 | 第2期日出町子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて | 2 |
| 4 | 見直しの要否の基準 | 2 |

2 章 量の見込み及び確保の方策

- | | | |
|---|--------------------------------------|---|
| 1 | 教育・保育提供区域における量の見込み及び確保の方策 | 3 |
| 2 | 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の方策 | 7 |

第1章 計画の見直しについて

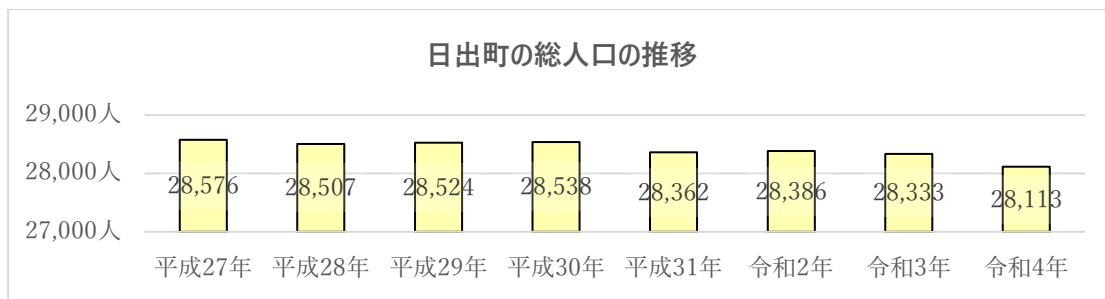
1. 子ども・子育て支援事業計画について

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を核とした子ども・子育て関連3法が制定され、それらを総合的に推進することを目的として、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。

本町においては、平成27年3月に「日出町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の内容を包括した「日出町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期日出町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

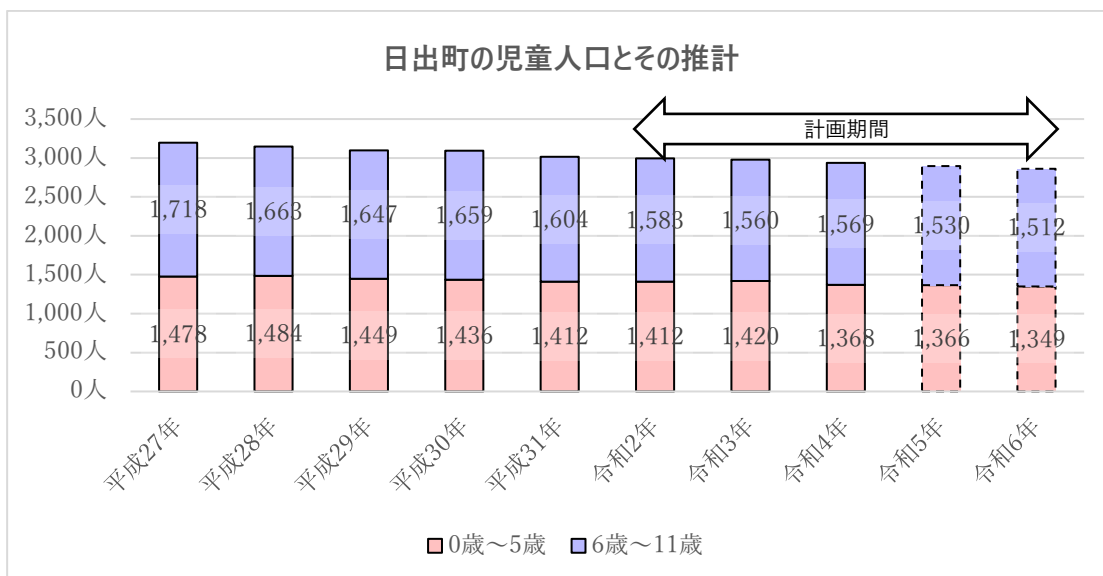
2. 日出町の人口の推移について

本町の住民基本台帳による総人口の推移は、令和4年は平成27年比で-463人（-1.62%）となり、令和5年以降も同様の傾向となると思われます。



※日出町住民基本台帳人口（各年4月1日）より作成

また、このうち、0歳から11歳の児童数に着目すると、平成27年から令和4年までの住民基本台帳人口と、人口実績をもとに推計した令和5年から令和6年までの推計数は下図のとおりとなり、本計画の年度中（令和2年度から令和6年度まで）にかけて、就学前児童（0歳から5歳）及び小学生（6歳から11歳）のいずれも緩やかに減少していくと想定されます。



※日出町住民基本台帳人口（各年4月1日）より作成

3. 第2期日出町子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

市町村子ども・子育て支援事業計画については、国において、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示されており、その中で「法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、・・・量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされています。

本町においては、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としており、令和4年度はその計画期間の中間年にあたることから、日出町における教育・保育給付認定等の状況を踏まえ、計画の中間見直しを行います。

4. 見直しの要否の基準

国の発出した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（令和4年3月18日）において、見直しの必要性の具体的な基準が次のように示されました。

- (1) 令和3年4月1日時点の教育・保育給付認定区分ごとの実績値が、計画における量の見込み量と比較して10%以上の乖離がある場合
- (2) 10%以上の乖離はないが、令和5年度以降引き続き提供体制の整備を行わなければ、受け皿不足が見込まれる場合
- (3) 10%以上の乖離はないが、既に計画において設定した目標量を超えて整備を行っている場合

本町では、上記の基準や実績値、地域の実情等を総合的に勘案して見直しを行います。なお、上記の基準にかかわらず、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であって、令和4年度に見直しが必要かどうか判断できない事業においては、令和5年度以降に必要な応じて見直しを実施するものとします。

第2章 量の見込み及び確保の方策

1. 教育・保育提供区域における量の見込み及び確保の方策

(1) 教育・保育提供区域の設定 第2期計画 P74

【概要】

子ども・子育て支援法の規定に基づく、本町の教育・保育提供区域は、これまで小学校区を1区域と考え、計5区域として設定していましたが、町全体を1区域として見直します。

【見直しの方向性】

保育所・認定こども園・幼稚園が町内各所に点在し、その地域に居住する児童が利用している一方、多くの施設が国道10号線や県道日出杵築真那井線など幹線道路周辺に所在しており、また町内どの地域からも車で短時間の距離にあるという地理的条件や交通事情等から、保護者の通勤経路にある保育所等へ通うなど、居住する地域以外の保育所等へ通っている児童がいる現状です。そのような現状を踏まえると、小学校区に細分化して確保の方策を検討するよりも、町全体として確保の方策を検討することの方が、保護者ニーズや施設の有効利用の観点からも最善の方策と考えられます。



(2) 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策 第2期計画 P76

【概要】

量の見込みについて、令和2年度から令和4年度の各年度4月入所児童数及びその申込数の実績をもとに、令和5年度と令和6年度の見込みの見直しを行います。

また、確保の方策については、認可施設の施設整備を含む定員の変更を反映するとともに、町内の企業主導型保育施設の地域枠及びその他認可外保育施設の定員を考慮し、令和5年度と令和6年度の見込みの見直しを行います。

【見直しにあたっての方向性】

①1号認定

令和5年度以降も、確保の方策が量の見込みを大きく上回ることが想定されるため、供給不足は生じないと考えられます。現状を維持しつつ、実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|--------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 量の見込み | 1号認定※1 | 108人 (219人) | 106人 (221人) | 113人 (219人) | 114人 (225人) | 112人 (222人) |
| | 2号認定※2 (幼稚園ニーズ) | 152人 (68人) | 141人 (69人) | 129人 (69人) | 119人 (70人) | 115人 (70人) |
| | 合計 | 260人 (287人) | 247人 (290人) | 242人 (288人) | 233人 (295人) | 227人 (292人) |
| 確保の方策 | 町内施設 | 町立幼稚園 | 240人 (240人) | 240人 (240人) | 240人 (240人) | 240人 (240人) |
| | | 認定こども園 | 120人 (120人) | 120人 (120人) | 120人 (120人) | 120人 (120人) |
| | 町外施設 | 30人 (30人) | 30人 (30人) | 30人 (30人) | 30人 (30人) | 30人 (30人) |
| | 合計 | 390人 (390人) | 390人 (390人) | 390人 (390人) | 390人 (390人) | 385人 (405人) |
| 過不足 | | 130人 (103人) | 143人 (100人) | 148人 (102人) | 157人 (95人) | 158人 (113人) |

上段 = 実績値

上段 = 見直し値

下段 = 当初計画値

下段 = 当初計画値

※1 幼稚園在園児のうち新2号認定児童を除く。

※2 幼稚園在園児のうち新2号認定児童。

②2 号認定

令和 4 年度において量の見込みが確保の方策（定員数）を上回っていましたが、定員の弾力運用により受け皿を確保していました。しかし、令和 6 年度からは既存の認定こども園 1 園が施設整備の完了に伴い、定員増となります。なお、幼児教育・保育の無償化以降、保育ニーズは引き続き高いことから、今後も実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。

| | | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 量 の 見 込 み | 2 号認定 | 420 人 (407 人) | 451 人 (412 人) | 474 人 (411 人) | 462 人 (412 人) | 456 人 (415 人) | |
| | 合計 | 420 人 (407 人) | 451 人 (412 人) | 474 人 (411 人) | 462 人 (412 人) | 456 人 (415 人) | |
| 確 保 の 方 策 | 町 内 施 設 | 保育所 | 85 人 (85 人) | 85 人 (85 人) | 85 人 (115 人) | 85 人 (115 人) | 95 人 (115 人) |
| | | 認定こども園 | 277 人 (272 人) | 277 人 (272 人) | 277 人 (272 人) | 277 人 (272 人) | 306 人 (272 人) |
| | | 企業主導型 保育施設 | 0 人 (0 人) | 0 人 (0 人) | 0 人 (0 人) | 0 人 (0 人) | 0 人 (0 人) |
| | | その他認可外 保育施設 | 6 人 (0 人) | 6 人 (0 人) | 6 人 (0 人) | 6 人 (0 人) | 6 人 (0 人) |
| | | 町外施設 | 30 人 (30 人) | 30 人 (30 人) | 30 人 (30 人) | 50 人 (30 人) | 50 人 (30 人) |
| | 合計 | 398 人 (387 人) | 398 人 (387 人) | 398 人 (417 人) | 418 人 (417 人) | 457 人 (417 人) | |
| | 過不足 | -22 人 (-20 人) | -53 人 (-25 人) | -76 人 (6 人) | -44 人 (5 人) | 1 人 (2 人) | |

上段 = 実績値

上段 = 見直し値

下段 = 当初計画値

下段 = 当初計画値

③3 号認定

令和 5 年度以降も、確保の方策が量の見込みを上回っていますが、幼児教育・保育の無償化以降、保育ニーズは引き続き高いことから、今後も実際のニーズに応じて提供体制を確保していきます。

また、令和 5 年度は既存の認定こども園 1 園が施設整備により定員増となります。

| | | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 量 の 見 込 み | 3 号認定 | 411 人 (405 人) | 401 人 (413 人) | 399 人 (416 人) | 406 人 (417 人) | 402 人 (420 人) | |
| | 合計 | 411 人 (405 人) | 401 人 (413 人) | 399 人 (416 人) | 406 人 (417 人) | 402 人 (420 人) | |
| 確 保 の 方 策 | 町 内 施 設 | 保育所 | 155 人 (155 人) | 175 人 (155 人) | 175 人 (195 人) | 175 人 (195 人) | 175 人 (195 人) |
| | | 認定こども園 | 203 人 (188 人) | 203 人 (188 人) | 203 人 (188 人) | 215 人 (188 人) | 224 人 (188 人) |
| | | 企業主導型 保育施設 | 9 人 (9 人) | 14 人 (9 人) | 14 人 (9 人) | 14 人 (9 人) | 14 人 (9 人) |
| | | その他認可外 保育施設 | 4 人 (0 人) | 4 人 (0 人) | 4 人 (0 人) | 4 人 (0 人) | 4 人 (0 人) |
| | | 町外施設 | 30 人 (30 人) | 30 人 (30 人) | 30 人 (30 人) | 30 人 (30 人) | 30 人 (30 人) |
| | 合計 | 401 人 (382 人) | 426 人 (382 人) | 426 人 (422 人) | 438 人 (422 人) | 447 人 (422 人) | |
| | 過不足 | -10 人 (-23 人) | 25 人 (-31 人) | 27 人 (6 人) | 32 人 (5 人) | 45 人 (2 人) | |

上段 = 実績値

下段 = 当初計画値

上段 = 見直し値

下段 = 当初計画値

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業とは 第2期計画 P85

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第59条で規定されている、以下の13事業のことを言います。今回の中間見直しでは、下表の○の事業を見直します。

| | 事業名 | 中間見直しの対象 |
|---|---------------------------------|----------|
| ① | 利用者支援事業 | |
| ② | 延長保育事業※ | |
| ③ | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | |
| ④ | 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | |
| ⑤ | 放課後児童健全育成事業 | ○ |
| ⑥ | 子育て短期支援事業 | |
| ⑦ | 乳児家庭全戸訪問事業 | |
| ⑧ | 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | |
| ⑨ | 地域子育て支援拠点事業※ | |
| ⑩ | 一時預かり事業※ | |
| ⑪ | 病児保育事業 | ○ |
| ⑫ | 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）※ | |
| ⑬ | 妊婦健康診査 | |

○上表の※の事業については、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であるため、令和5年度以降に必要な応じて見直しを行う。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の方策

①放課後児童健全育成事業 第2期計画 P92

【概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業終了後等に小学校の余裕教室や認定こども園において、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【見直しにあたっての方向性】

放課後児童クラブの利用児童数については、小学校区によって実績値と計画時の数値と乖離が見られたため、直近の対象人口に対する利用割合及び人口推計値をもとに、量の見込みの見直しを行いました。

また、確保方策については、令和4年度までの実績を反映しました。

| | | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|------------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 豊岡小学校区 | 量の見込み | 3年生以下 | 92人 (98人) | 100人 (103人) | 105人 (110人) | 96人 (114人) | 92人 (118人) |
| | | 4年生以上 | 0人 (18人) | 0人 (18人) | 14人 (18人) | 17人 (18人) | 16人 (18人) |
| | | 合計 | 92人 (116人) | 100人 (121人) | 119人 (128人) | 113人 (132人) | 108人 (136人) |
| | 確保の方策 (実施箇所数) | 2か所 (2か所) | 2か所 (3か所) | 2か所 (3か所) | 2か所 (3か所) | 3か所 (3か所) | |
| 日出小学校区 | 量の見込み | 3年生以下 | 81人 (91人) | 88人 (96人) | 85人 (102人) | 87人 (106人) | 86人 (109人) |
| | | 4年生以上 | 20人 (18人) | 11人 (18人) | 6人 (18人) | 6人 (18人) | 6人 (18人) |
| | | 合計 | 101人 (109人) | 99人 (114人) | 91人 (120人) | 93人 (124人) | 92人 (127人) |
| | 確保の方策 (実施箇所数) | 2か所 (2か所) | 3か所 (3か所) | 3か所 (3か所) | 3か所 (3か所) | 3か所 (3か所) | |
| 藤原小学校区 | 量の見込み | 3年生以下 | 37人 (45人) | 44人 (48人) | 51人 (51人) | 56人 (53人) | 56人 (53人) |
| | | 4年生以上 | 13人 (15人) | 22人 (16人) | 16人 (17人) | 16人 (17人) | 16人 (17人) |
| | | 合計 | 50人 (60人) | 66人 (64人) | 67人 (68人) | 72人 (70人) | 72人 (70人) |
| | 確保の方策 (実施箇所数) | 1か所 (1か所) | 1か所 (1か所) | 1か所 (1か所) | 1か所 (1か所) | 2か所 (1か所) | |
| 川崎小学校区 | 量の見込み | 3年生以下 | 112人 (100人) | 121人 (105人) | 122人 (112人) | 117人 (116人) | 118人 (120人) |
| | | 4年生以上 | 11人 (14人) | 16人 (14人) | 15人 (15人) | 15人 (15人) | 15人 (16人) |
| | | 合計 | 123人 (114人) | 137人 (119人) | 137人 (127人) | 132人 (131人) | 133人 (136人) |
| | 確保の方策 (実施箇所数) | 2か所 (3か所) | 3か所 (3か所) | 3か所 (3か所) | 3か所 (3か所) | 3か所 (3か所) | |
| 大神小学校区 | 量の見込み | 3年生以下 | 52人 (57人) | 55人 (59人) | 65人 (61人) | 58人 (64人) | 55人 (66人) |
| | | 4年生以上 | 10人 (5人) | 16人 (5人) | 18人 (5人) | 16人 (5人) | 16人 (5人) |
| | | 合計 | 62人 (62人) | 71人 (64人) | 83人 (66人) | 74人 (69人) | 71人 (71人) |
| | 確保の方策 (実施箇所数) | 2か所 (2か所) | 2か所 (2か所) | 2か所 (2か所) | 2か所 (2か所) | 2か所 (2か所) | |
| 日出町計 | 量の見込み | 3年生以下 | 374人 (391人) | 408人 (411人) | 428人 (436人) | 414人 (453人) | 407人 (466人) |
| | | 4年生以上 | 54人 (70人) | 65人 (71人) | 69人 (73人) | 70人 (73人) | 69人 (74人) |
| | | 合計 | 428人 (461人) | 473人 (482人) | 497人 (509人) | 484人 (526人) | 476人 (540人) |
| | 確保の方策 (実施箇所数) | 9か所 (10か所) | 11か所 (11か所) | 11か所 (12か所) | 11か所 (12か所) | 13か所 (12か所) | |

上段 = 実績値
下段 = 当初計画値

上段 = 見直し値
下段 = 当初計画値

○各年4月1日時点の登録児童数である。

②病児保育事業 第2期計画 P91

【概要】

病気の児童について、医療機関・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

【見直しにあたっての方向性】

病児保育の確保の方策については、藤原こども園に併設された病後児保育室たんぼほの他に、令和3年10月より大分県内において「病児保育の広域化」が実施され、当町においても広域利用の利用が可能となったため、それを反映して見直しを行います。

また、量の見込みについては、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響を大幅に受け、実績値が計画値を大きく下回っており、引き続き感染の動向の影響により利用児童数の増減が大きく変動することが想定されますが、上記確保の方策の見直し及び計画値と実績値の大幅の乖離を鑑み、直近の令和4年度の実績（令和4年4月～12月）をもとに、量の見込みを見直します。

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------------|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 量の見込み | | 102人 (219人) | 19人 (223人) | 37人 (224人) | 37人 (228人) | 37人 (228人) |
| 確保の方策 (実施の有無) | 病児保育 事業 | 0か所 (0か所) | 0か所 (0か所) | 0か所 (0か所) | 0か所 (0か所) | 0か所 (0か所) |
| | | 未実施 (広域実施) | 広域実施 (広域実施) | 広域実施 (広域実施) | 広域実施 (広域実施) | 広域実施 (広域実施) |
| | 病後児保育 事業 | 1か所 (1か所) | 1か所 (1か所) | 1か所 (1か所) | 1か所 (1か所) | 1か所 (1か所) |
| | | 実施 (実施) | 広域実施※ (実施) | 広域実施※ (実施) | 広域実施※ (実施) | 広域実施※ (実施) |

上段 = 実績値

下段 = 当初計画値

上段 = 見直し値

下段 = 当初計画値

○令和4年度の実績値については、年度途中につき、見込み値である。

○確保の方策の箇所数については、それぞれ町内の施設数である。

○上表の※については、町内1施設に加えて、病後児保育施設の広域利用が可能となったことを示す。